

保険医療機関における指導・監査等について

第2回 集团的個別指導について

5月より、指導・監査についての解説をしています。今回は「集团的個別指導」についてです。

■ 集团的個別指導の概要

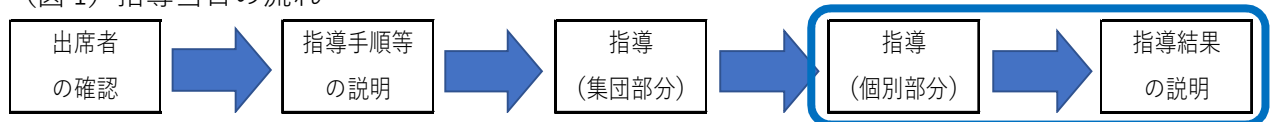
保険診療の取扱い、診療報酬の請求等についての周知徹底を目的に実施されます。教育指導が目的であるため、自主返還等はありません。

指導対象は（表1）の通り、レセプト1件当たりの平均点数が高い医療機関が対象となります。

■ 集团的個別指導の流れ

指導は、主に「集団部分」と「個別部分」から構成されています。厚生局の近年の指導傾向として、個別指導（7月の医業経営ニュースで解説予定）が優先して実施されており、集团的個別指導は「集団部分」のみの実施とする場合もあります。

（図1）指導当日の流れ



※実施時のみ

■ 集团的個別指導後の対応

指導実施後、翌年も高点数保険医療機関に該当した場合、指摘された内容が指導後にレセプト上で改善が見られない場合は、個別指導の対象となります。個別指導では、医科点数表に則った算定となっていない場合、過去1年間に遡って診療報酬の自主返還が求められます。

（表1）集团的個別指導の概要

指導対象	①かつ②に該当する保険医療機関 ①レセプト1件当たりの平均点数が各都道府県の平均点数の一定割合を超える（表2参考） ②類型区分ごとの保険医療機関等の総数の上位8%の範囲に位置する ※1ヶ月あたりのレセプトが概ね30件未満は指導対象から除外	
指導実施通知	指導日の1か月前を目途として通知	
出席者	原則、指導対象保険医療機関の管理者（必要に応じ保険医、診療報酬請求事務担当者等） ※正当な理由（冠婚葬祭、天災等）がある場合、延期（原則当該年度中に実施）	
指導方法	集団部分	保険診療等の取扱い及び診療報酬の請求等について、講習、講演等を実施
	個別部分	事前抽出した指導対象保険医療機関のレセプト※に基づき、個別に簡便な面接方式で実施 ※投薬・検査等に特徴的な傾向が見られるもの、高点数のもの等から抽出
指導結果の通知等	個別部分を実施した場合は、指導終了後、口頭で指導結果を説明。	
指導後の措置	①翌年度においても高点数保険医療機関に該当した場合、翌々年度に個別指導を実施 ②個別部分での指摘事項がレセプト上で改善が見られない場合、個別指導対象となる	

■ 広島県における集団的個別指導の対象点数（H28年度）

広島県における平成28年度の指導対象となる点数は（表2）のとおりです。病院は入院点数、診療所は有床診療所も含め、外来点数が対象となります。

平成29年度においても県平均点数が大きく下がることは予想しづらく、対象点数以上の医療機関は、指導対象となる可能性があります。

（表2）広島県における集団的個別指導の対象となる点数（平成28年度）

【病院（機能別）】

類型区分 （機能別）	広島県 平均点数	対象点数 （県平均×1.1）
一般病院	48,227	53,049
精神病院	37,684	41,452
臨床研修指定病院 大学附属病院 特定機能病院	60,606	66,666

【診療所（診療科別）】

類型区分 （診療科）	広島県 平均点数	対象点数 （県平均×1.2）
内科	1,437	1,724
内科（在宅）	1,656	1,987
内科（透析）	8,953	10,743
精神神経科	1,366	1,639
小児科	902	1,082
外科	1,784	2,140
整形外科	1,330	1,596
皮膚科	743	891
泌尿器科	1,248	1,497
産婦人科	1,015	1,218
眼科	850	1,020
耳鼻咽喉科	748	897

指導対象となるレセプト1枚当たりの平均点数
病院 …県平均点数の1.1倍
診療所…県平均点数の1.2倍

■ 集団的個別指導の対策

集団的個別指導は教育指導が目的であるため、指導の対象となったからといって焦る必要はありません。しかし、翌年もレセプト1枚当たり点数が県平均点数より高かった場合、個別指導の対象となるため注意が必要です。集団的個別指導の対策としては以下が挙げられます。

【事前対策】検査等の必要性を精査…漫然とした検査等を行っていないかを確認するなど、指導対象点数とならないよう対策を行う。

【指導後の対策】算定状況の精査…カルテ記載等が医科点数表に則っているか自己点検を行う。

指導対象となった場合であっても、医科点数表に則った請求であれば、問題はありません。日ごろから医科点数表に則った請求を行っていることが重要です。

弊社では、外部の視点で貴院の診療報酬算定状況を調査する『診療報酬施設基準コンプライアンス調査』を実施しています。調査方法、調査料金など、詳しくはお問い合わせください。

次回（7月）は、個別指導について、詳しく解説します。

株式会社ユアーズブレイン 医業経営コンサルティング部は、地場・広島県内はもとより中国・四国エリアを中心に、大学病院から地域密着の病院やクリニックに至るまで、それぞれの規模や特性に合ったかたちで医療機関の皆様がより充実した医療を提供できるよう、各種の支援コンサルティングを提供しています。

お問い合わせは…TEL：082-243-7331 e-mail：info@yb-satellite.co.jp 担当 大迫、真鍋